

参考資料

1. 川西町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、川西町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員13人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
 - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
 - (4) その他町長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部健康福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

2. 川西町子ども・子育て会議委員名簿

(順不同・敬称略)

No	区 分	氏 名	所属及び役職等
1	子どもの保護者	森本 桃子	成和保育園保護者代表
2	子どもの保護者	安井 仁美	川西幼稚園保護者代表
3	子どもの保護者	原田 有加里	川西小学校保護者代表
4	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	川端 悟	成和保育園理事長
5	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	本井 友美子	川西幼稚園長
6	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	谷口 廣行	川西小学校長
7	子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	宮崎 博文	社会福祉法人 飛鳥学院 児童家庭支援センターあすか
8	子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	辰巳 かおる	川西町主任児童委員
9	子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	岡田 幸余	川西町主任児童委員
10	その他町長が必要と認める者	森田 政美	川西町副町長
11	その他町長が必要と認める者	栗原 進	川西町教育委員会事務局 教育次長
12	その他町長が必要と認める者	下間 章兆	川西町福祉部長
13	その他町長が必要と認める者	中岡 奈良美 (松嶋 修子)	保健センター所長 (子育て支援センター所長)

川西町
子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

発行／川西町福祉部健康福祉課

〒636-0202 奈良県磯城郡川西町大字結崎 28 番地の 1

川西町役場 福祉部健康福祉課

TEL : 0 7 4 5 - 4 4 - 2 6 3 1